

児童扶養手当の加算額が変わります

平成28年8月分から、次のとおり児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

なお、受給者の方には個別にご案内します。

児童扶養手当(月額)

区分	全部支給		一部支給		支払月
	～7月分(改正前)	8月分～(改正後)	～7月分(改正前)	8月分～(改正後)	
児童1人の場合	42,330円	同左	42,320円～9,990円	同左	4月・8月・12月
児童2人目の加算額	5,000円	10,000円	5,000円	9,990円～5,000円	
児童3人目以降の加算額	3,000円	6,000円	3,000円	5,990円～3,000円	

※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

☎0658 問い合わせ 子育て支援課

所得状況届・現況届の提出はお忘れなく

次の手当の受給者(受給資格者)は毎年「所得状況届」または「現況届」を提出することになっています。必ず期限内に手続きをしてください。

対象手当	受付期間	受付場所
児童扶養手当	8月1日(月)～31日(水) ※8月21日(日)の午前中は、開庁して現況届の受付を行います。	半田市役所(2階) 多目的ルーム2
愛知県遺児手当		
半田市遺児手当		
愛知県在宅重度障がい者手当	8月12日(金)～9月12日(月)	半田市役所(1階) 地域福祉課
特別障がい者手当		
障がい者福祉手当		
経過的福祉手当		
特別児童扶養手当		

必要書類

対象の方には郵送で通知します。ご確認のうえ、必要書類をお持ちください。
※書類の提出がない場合は、8月分～翌年7月分の手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。

問い合わせ

- ◇児童扶養手当・遺児手当の件 子育て支援課 ☎0658
- ◇障がい者(児)手当の件 地域福祉課 ☎0643

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十回特別弔慰金)の申請はお済みですか?

基準日となる平成27年4月1日において、支給要件を満たす戦没者等の死亡当時のご遺族お一人に弔慰金を支給します。

対象者

- ◇平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ◇戦没者等の子
- ◇戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- ◇戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- ◇右記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
- ◇戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債
請求期間
平成30年4月2日(月)

問い合わせ

地域福祉課 ☎0641

不妊治療費を助成します

●一般不妊治療費

不妊検査または一般不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要する経費の一部を助成します。

- 対象 次のすべてに該当する方
- ◇夫婦またはいずれかが半田市に住所を有する法律上の夫婦
- ◇夫婦の前年の所得合計額が730万円未満の方
- ◇夫婦が健康保険に加入している方
- 助成金額
年間の自己負担額の5万円まで
- 申請・問い合わせ
保健センター ☎0646

●特定不妊治療費

高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精、顕微授精及び男性不妊治療)を受けた夫婦に対して、愛知県が助成金を支給します。

- 申請・問い合わせ
愛知県半田保健所 ☎03341